

東京都廃棄物審議会

(第21回)

日時：平成31年3月27日(水)

10:00～12:00

場所：都庁第二本庁舎31階

特別会議室27

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について

3 閉 会

<配布資料>

資料1 東京都廃棄物審議会委員名簿

資料2 プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について（中間まとめ）の
パブリックコメントにおける主な御意見

資料3 東京都のプラスチック関連施策の実施状況

資料4 東京都廃棄物審議会運営要綱

<参考資料>

参考資料1 プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方（中間まとめ）

参考資料2 プラスチック資源循環戦略（案）

東京都廃棄物審議会委員名簿

資料1

(敬称略、五十音順)

江 尻 京 子	ごみ問題ジャーナリスト
大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事
岡 山 朋 子 (臨時委員)	大正大学人間学部准教授
金 丸 治 子	日本チェーンストア協会環境委員会委員
蟹 江 憲 史	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
鬼 沢 良 子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
斉 藤 崇	杏林大学総合政策学部教授
佐 藤 泉	弁護士
杉 浦 裕 之	瑞穂町長
杉 山 涼 子	岐阜女子大学特任教授
高 橋 俊 美	一般社団法人東京都産業廃棄物協会会長
田 崎 智 宏	国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター室長
戸 部 昇	公益社団法人東京都リサイクル事業協会副理事長
並 木 克 巳	東久留米市長
橋 本 征 二	立命館大学理工学部教授
福 留 奈 緒 子	東京商工会議所産業政策第二部 主任調査役
細 田 衛 士 (臨時委員)	慶應義塾大学経済学部教授
松 野 泰 也	千葉大学大学院工学研究院教授
宮 脇 健 太 郎	明星大学理工学部教授
安 井 至	一般財団法人持続性推進機構理事長
山 崎 孝 明	江東区長
米 谷 秀 子	一般社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物部会長

プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について（中間まとめ）
パブリックコメントにおける主な御意見

○募集期間：2019年1月17日から2月15日まで

○提出数：17者（個人8人、組織・団体9社）

I 現状と課題

2) パリ協定と CO2 実質ゼロ (p.3)に関わる意見	対応（事務局整理案）
<ul style="list-style-type: none"> ・「CO2 実質ゼロは直ちに達成できるわけではないが、そこを目指してプラスチックなどの資源利用のあり方を見直していく必要がある。」については、その通りである。パリ協定達成に向け、プラスチックの生産及び焼却において排出されるCO2も同様にすべき。 ・「CO2 実質ゼロは直ちに達成できるわけではないが、そこを目指してプラスチックなどの資源利用のあり方を見直していく必要がある。」について、その具体的な方法として、神奈川県のパラごみゼロ宣言と同様、東京パラごみゼロ宣言を全国に発表すべき。 	<p>(中間まとめに至る過程でCO2 実質ゼロについて議論してきた。)</p> <p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p>
3) 海洋プラスチック問題 (p.3) に関わる意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な議論・データが示されているが、対策の策定に当たっては、都内の陸域からどのように河川・海洋への流出が起きているのかなど、データや実態の把握が必要。持続可能な資源利用には事業者・都民の理解と協力が必須であることから、定量的裏付けに基づいた根拠ある説明・情報発信を行っていくべき。 ・散乱ごみ及びマイクロプラスチックの環境存在の実態把握をするべき。 	<p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p> <p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・海洋プラスチックごみを増加させないためには、流入減（陸域に散乱していたり、ポイ捨てされるプラスチックごみ、または河川、湖沼や海に捨てられるプラスチックごみ）をしっかりと抑えるべき。 	<p>（都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・海洋プラスチックが都内陸域からどのように流出しているのか、散乱ごみの発生状況など、関連データが必要。 	<p>（都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。）</p>

II 先進国の主要都市として東京が果たすべき役割

<ul style="list-style-type: none"> ・6ページの表は内容を読みとることが難しく、読み手にわかりにくい。広く読まれ、理解を得る資料とするためにも、データの表現を工夫すべきである。 	<p>→表を削除し、今後、わかりやすい表記を工夫。</p>
--	-------------------------------

III 21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿（長期的視点）

21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿 (p.7) に関わる意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出量の削減はプラスチックのフローのみではなく、社会全体で取り組むべき課題であり、7ページの表現を、「CO2実質ゼロに向けて、長期的にエネルギーや各種資源の利用のあり方を大きく変革していく必要がある。化石燃料由来のプラスチックについても、その必要性を見極め、使用すべきものを整理する等によって化石燃料への依存度を低減し、省エネルギー・省資源に資する「持続可能な、価値ある素材」としていく必要がある。」とすべき。同様に、13ページの表についても「化石燃料への依存度を低減し、省エネルギー・省資源に資する「持続可能な、価値ある素材」としていく」とすべき。 	<p>→7ページ、13ページを指摘のように修正。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・7ページの「CO2 実質ゼロのプラスチック資源利用について直ちに具体的な姿を描くことは難しいが、社会全体でそれを考えていくことが極めて重要である。」は、「CO2 実質ゼロのプラスチック資源利用について、時間的には、1.5℃未満に気温上昇を抑えるために、世界のCO2 排出量を2030年前後に2010比で45%減、2050年前後には実質ゼロとするように、できるところから直ちに実行に移す。」とすべき。プラスチックごみの焼却処理はやめるべき。 ・バイオマス資源に関しては、食料と競合するものもあり、飢餓に影響を与えないよう配慮すべき。 ・国外に輸出していた150万トン分のプラスチックの消費に関しては早急に削減、そして2030年までに使い捨てプラスチック使用削減50%以上を目指すことを方針に含めるべき。都としての取組に加え、国に対して削減への具体的目標設定のため積極的に働きかけを行うべき。 	<p>(中間まとめに至る過程でCO2 実質ゼロについて議論してきた。)</p> <p>→7ページの下から2行目に「食料との競合」について追記し、「生態系への影響、食料との競合。その他の環境社会影響について」と修正。</p> <p>(国がプラスチック資源循環戦略で示したワンウェイプラスチック25%削減に向けた取組を開始しつつ、更なる削減についても検討すべき。)</p>
---	--

IV 当面、都が目指すべきプラスチック対策

<p>削減目標について (p.9) に関わる意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイプラスチックの削減項目には、今後5年間の目標だけでなく、長期的に化石燃料由来のワンウェイプラスチックのゼロを目指す旨を明記したうえで、「以上のような長期的視点を踏まえ、私たちはプラスチックの持続可能な利用に向けて、CO2 実質ゼロの観点も含め、第一歩を踏み出さなければならない。」は誤解を招くので削除すべき。 	<p>(中間まとめに至る過程でCO2 実質ゼロについて議論してきた。)</p>
---	---

1) ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックの削減（p.9）に関わる意見	
<p><レジ袋の有料化について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境へ配慮しなければ損をするシステム作りが必要。レジ袋の有料化は現実的な策である。マイバックを持参すると特典があるなど、エコな活動により利益があると消費者に見せることも良い手段である。 ・有料化はもちろんのこと、客からレジ袋に入れてほしいと言われるまではレジ袋には入れないことが効果がある。 <p><レジ袋以外のワンウェイのプラスチック製容器包装について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無償で提供するシステムを無くし、提供側のコストや実際に働く人の手間の削減になるような施策が打ち出せると良い。 ・具体的な削減方法を国に働きかけるだけでは不十分であり、東京都がよりイニシアティブを取り具体的な行動を起こしていくべき。例えば、マイボトルが使用できる給水器の設置・広報の強化などを行うことで、市民間でのマイボトル使用を定着させ、結果としてペットボトルの使用量削減が期待できる。 ・国に働きかけるだけでなく、条例化すべき。ペットボトルについてはデポジトリファンド制度を国に働きかけるべき。 <p><ライフスタイルの見直しについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への働きかけ、ライフスタイルの転換についてのコメントが抽象的。もう少し事例を明記すべき。 	<p>(中間まとめに既に趣旨を盛り込んでいる。)</p> <p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p> <p>(今後の当審議会で議論の参考とする。)</p> <p>(今後の当審議会の議論の参考とする。)</p> <p>(今後の当審議会の議論の参考とする。)</p> <p>(今後の当審議会の議論の参考とする。)</p>

2) 再生プラスチック及びバイオマスの利用促進 (p.10) に関わる意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの利用は現在約4万トンにとどまっており、急速な代替促進は素材調達等の面でも難しい状況であり、経済性や持続可能性に加え、関連する事業者の対応可能性も考慮すべき。 ・プラスチック製バックを植物由来の素材にするのは、あまり良い手段ではないと思う。結局は地球な大事な資源を減らすことに変わりがないため。 ・都の物品調達においては、不要な物を購入しないだけでなく、必要なものであってもプラスチック素材のものは購入しないようにすべき。 	<p>→10ページの19行目を「その際、技術的可能性や経済性、リサイクル性、関連事業者の対応可能性を考慮」と修正</p> <p>(中間まとめに既に趣旨を盛り込んでいる。)</p> <p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p>
3) 循環的利用の推進及び高度化 (p.11) に関わる意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみを資源(油)に変えて再利用するという装置を開発した。プラスチックごみの問題解決につながるものと思う。 <p>① 容器包装リサイクル法等によるリサイクルの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法によるプラスチック製容器包装の分別収集について、その他プラ完全実施は全国70%で、特に23区はわずか50%にすぎない。最もごみ量の多い東京だからこそ3Rの優先順位を改めて再確認し、持続可能な循環型社会を築く模範となる必要がある。「東京プラごみゼロ宣言」に盛り込むべき。 ・11ページの「容器包装リサイクル法等によるリサイクルの徹底」に対して、現在の容器包装リサイクル法では、製品プラスチックが対象に入っていないなどプラスチックの十分な削減は見込めないため、改正またはプラスチック規制法の制定を国に求めて行くべき。 	<p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p> <p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p> <p>(今後の当審議会の議論の参考とする。)</p>

<p>② 事業者による効率的な回収の仕組みの構築支援</p> <p>③ 事業系（業務系・商業系）廃プラスチックのリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系廃プラスチック、特に再生利用までの道筋の付く使用済み PET ボトルについて、東京ルールで示された如くの事業者と行政の協働による新たなシステム作りに乗り出し、回収・リサイクル・再生利用にわたる国内循環の具体的先鞭をつけてほしい。この意味合いにおいて、中間まとめを高く評価し期待している。 <p>④ 熱回収について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体のごみ焼却炉で直接焼却すると 15%しか回収できないのでプラスチックの焼却による熱回収はやめるべき。 ・循環型利用の推進を目指す上では、焼却を伴う熱回収は最終手段であるべき。12 ページにある「熱回収等を最適に組み合わせ、バランスを考慮しつつ推進していくべき」という表記では不十分であり、リデュースの徹底、リユース・リサイクル、そしてあくまで最終的な手段として熱回収というプロセスである旨を明記すべき。 ・日本ではプラスチックの有効利用と位置付けられている「熱回収」はプラスチック資源としての再利用を目指して材料リサイクルとは根本的に異なるものであり、欧州などではリサイクルとはみなされていない。よって、プラスチックの熱回収は最後の手段と位置付けるべき。石油由来のプラスチックを燃やすことは、パリ協定の理念に沿って 2050 年までに温室効果ガスの排出量の 80%削減を目指す日本の姿勢とも矛盾するものである。 ・都ホームページの記載内容と違いがあり、サーマルリサイクルに対する都のスタンスが分かりにくい。 	<p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p> <p>(中間まとめに至る過程で熱回収の位置づけ等について議論してきた。)</p> <p>(中間まとめに至る過程で熱回収の位置づけ等について議論してきた。)</p> <p>(中間まとめに至る過程で熱回収の位置づけ等について議論してきた。)</p> <p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・「費用対効果も踏まえつつ」とあるが、効果を判定する基準はあるのか。また、「バランスを考慮しつつ」とあるが、バランスがとれているかどうかを判断する数値等はあるのか。 ・イノベーション施策は賛成だが、言い訳文章のような④を最後に列記してあるのは煙に巻くような作文技法で感心しない。 	<p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p> <p>(中間まとめに至る過程で熱回収の位置づけ等について議論してきた。)</p>
4) 散乱防止・清掃活動を通じた海ごみ発生抑制 (p.12) に関わる意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・人間はプラスチックの管理ができないので、管理できないものは使わないようにすべき。減プラスチックを推進すべき。 ・散乱ごみに関しては国や都、自治体等が回収・管理・処理を適切に行うことが必要。 ・ポイ捨てに関しては一般消費者のモラルの問題であるため、一般消費者に対しての啓発活動についてほとんど言及されていない。一般消費者や来日する外国人に対しての啓発活動を具体的に都としてどのようにしていくのか、今後、具体策を立案・実行するようになっていただきたい。 ・区市町村が設置する公衆用ごみ容器は、ごみのポイ捨てや散乱防止には非常に有効であると考えられるため、設置を検討してほしい。 	<p>(中間のまとめに至る過程でワンウェイプラスチックの削減について議論してきた。)</p> <p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p> <p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p> <p>→12 ページ最終行を「・・・との意見もあることを踏まえ、今後、社会的に議論していく必要がある。」と修正。</p>
6) 東京 2020 大会を機とした取組 (p.13) に関わる意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・東京 2020 大会では、誰でも分別・回収に貢献できるように公衆用ごみ容器を増設する等、ごみの散乱防止対策を検討していくべき。 	<p>→12 ページ最終行を「・・・との意見もあることを踏まえ、今後、社会的に議論していく必要がある。」と修正。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・「東京からライフスタイルの変革を起こす」ことを世界に発信し、レガシーとすべき。 	(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)
--	--------------------------

V 施策の推進にあたって

② 環境学習・消費者教育・ESD の機会提供 に関わる意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの持続可能な利用のあり方や持続可能性に配慮したライフスタイルについて消費者や生徒・児童に分かりやすく情報を発信し、継続的に環境学習の機会を提供していくべきである。」について、NGO や学会と連携して教育を実施すべき。その際には費用を都が負担すべき。 	(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)

おわりに

<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックに過度な利便性を求めた反省が書かれていない。人間が管理できないプラスチックは使用すべきではなく、クローズドの環境の中でのみ使うべき。社会の大転換をすべき。 	(中間のまとめに至る過程でワンウェイ・プラスチックの削減について議論してきた。)
<ul style="list-style-type: none"> ・「グローバルな正義」は話を盛りすぎではないか。 	(中間まとめに至る過程で、気候正義や SDGs について議論。)

その他

<ul style="list-style-type: none"> ・ウレタン材質のマイクロカプセルの海洋への流出を防ぐため、除法技術の材質を調査し、海洋汚染の防止策のひとつとして検討をお願いしたい。 	(対応すべき課題ではあるが、当審議会への諮問事項の範囲外。)
<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロカプセルを使用している製品の使用自粛を都民へ呼びかけるべき。 	(対応すべき課題ではあるが、当審議会への諮問事項の範囲外。)

<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟剤や洗濯洗剤に使用されている香料を包んでいるマイクロカプセルのことも取り上げるべき。 ・一次マイクロプラスチックの海洋流出後の回収は困難であるため、未然に一時マイクロプラスチックの排出を抑制するための施策も加えるべき。「海岸漂着物処理推進法」をサポートするような施策を地方自治体レベルで行うべき。 ・マイクロプラスチックとなる製品の自粛を広く都民に呼びかけるべき。 ・「海洋へのプラスチックの流出をゼロにすることを目指して、早期に対策を進める必要がある。」に対して、直ちに対策を実行すべき。具体的には、人工芝の破片やレジンペレットが公共用水域に流出しないよう指導すべき、また、レジンペレットの流出防止の対策のための条例化を図るべき。 ・安価なプラスチック製品を購入し、一度きりの使い捨てや、ワンシーズンで廃棄するような消費者のライフスタイルや企業のサービス提供もプラスチックごみ増加の原因である。都として具体的にどのような啓発活動を行っていくのかを考えて実行していただきたい。 ・日本では、まだまだリユースカップが普及していない。東京スタジアムなどでリユースカップを導入することで、東京都のリーダーシップに期待したい。 	<p>(対応すべき課題ではあるが、当審議会への諮問事項の範囲外。)</p> <p>(対応すべき課題ではあるが、当審議会への諮問事項の範囲外。)</p> <p>(対応すべき課題ではあるが、当審議会への諮問事項の範囲外。)</p> <p>(対応すべき課題ではあるが、当審議会への諮問事項の範囲外。)</p> <p>(都が今後の施策の検討にあたって参考とすべき。)</p> <p>→9 ページ最終行の次に次のように追加する。 「また、イベント等におけるワンウェイ容器の削減を進めるため、リユースカップの普及を図るべきである。」</p>
---	--

東京都のプラスチック関連施策の実施状況

中間まとめ	施策の実施状況及び平成 31 年度予算案
ワンウェイのプラスチックの削減	<p>H30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋有料化等について国に提案 ・スーパーマーケット店頭でのレジ袋削減キャンペーン ・オフィスビル内のコンビニでのレジ袋削減に向け関係者が連携して普及啓発 ・プラスチックストローに代わるアイデアを募集 等 <p>H31 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋有料化や他のワンウェイプラスチック削減等に関して、国への提案を検討 ・オフィスや大学等においてワンウェイプラスチックの削減を図る継続的普及啓発を実施予定 (H31 予算案: 42 百万円) ・マスメディアと連携したシンポジウムを実施予定 (H31 予算案: 15 百万円)
再生プラスチック及びバイオマスの利用促進	<p>H30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都庁内店舗の協力を得て紙ストローを試行 <p>H31 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都のグリーン購入ガイドを改定予定 ・プラスチック代替素材を活用した開発・普及プロジェクト (H31 予算案: 46 百万円)
循環的利用の推進及び高度化	<p>H30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収に関する廃棄物処理法上の扱いを整理 (別紙 1 のとおり) ・廃プラスチック緊急対策として、リサイクル市場の動向を把握し、関係事業者団体と情報共有 (別紙 2 のとおり) <p>H31 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチック分別収集実施を区市町村に働きかけ ・将来性あるプロジェクトを公募・選定し、都が費用の一部を負担することで、新たなビジネスモデルの構築を支援 (H31 予算案: 30 百万円) ・テナントビル等に関して、実態に応じた規制の合理化の検討 ・繁華街等で処理業者が連携した、事業系廃棄物の効率的な回収モデルを試行 (H31 予算案: 28 百万円) ・廃プラスチック緊急対策として、リサイクル市場の動向を調査し、関係事業者団体と情報共有。併せて、排出事業者等に分別徹底と適正コストの負担等呼びかけ。

	(H31 予算案 : 51 百万円)
中間まとめ	施策の実施状況及び平成 31 年度予算案
散乱防止・清掃活動を通じた海ごみ発生抑制	<p>H30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象とした環境教育のモデル事業 ・都庁展望室等で海ごみのパネル展示 ・NGO 等と連携した普及啓発等 <p>H31 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、海ごみ発生抑制のための普及啓発（動画作成や回収体験イベント等） <p>(平成 31 年度予算案 : 26 百万円)</p>
国際的な連携	<p>H30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議「きれいな空と都市 東京フォーラム」を開催 ・アジア各都市の実務担当者を招いた研修事業において、プラスチックをテーマとした意見交換・情報共有を実施 <p>H31 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きアジア諸都市と連携。海ごみ発生抑制・ごみ散乱防止キャンペーンを連携して実施することも検討 <p>(H31 予算案 : 39 百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G20 参加国の都市による U20 メイヤーズサミットを東京で開催予定
東京 2020 大会を機とした取組	<p>H30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織委員会が「持続可能性に配慮した運営計画第二版」を策定 <p>H31 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会におけるワンウェイプラスチックの削減に向けて組織委員会に働きかけ ・リサイクルしやすい素材やバイオマス素材などを活用した容器包装、ごみ分別の普及啓発等について組織委員会と連携し調査・検討 (H31 予算案 : 62 百万円)

店頭回収等に関する廃棄物処理法上の考え方の整理について

○東京都廃棄物審議会「中間のまとめ」（11 ページ）の提言

② 事業者による効率的な回収の仕組み構築支援

ペットボトルやトレイをはじめとしたプラスチック製容器包装やその他の容器包装等の店頭回収が広く行われているが、一般廃棄物か産業廃棄物か等、廃棄物処理法上の扱いが明確でない。循環型社会形成推進基本法第 11 条が使用済み製品の引取りや循環的利用に関する製造・販売事業者の責務を定めていることを踏まえ、各事業者が自主的に店頭回収等に取り組むことができるよう考え方を整理すべきである。

○考え方の整理（案）

製造事業者等（販売事業者を含む。以下同じ。）が、循環型社会形成推進基本法第 11 条第 3 項に掲げられた責務を果たすため、当該事業者の製造又は販売事業と密接に関わる場所において、再使用又は再生利用を目的に、自ら製造又は販売した製品から生じた使用済み製品又は容器包装を回収する行為（他者が製造又は販売した同種の製品から生じた同種の使用済み製品又は容器包装を合わせて回収する場合も含む。）は、当該事業者の製造又は販売事業の一環であり、廃棄物の収集運搬には該当しない。

（例） ペットボトルやトレイ、牛乳パック等の店頭回収

製造事業者等が回収した使用済み製品又は容器包装を廃棄物として処理する（他者に再生利用等を委託する等）場合には、当該製造事業者等が排出事業者であり、品目によって一般廃棄物か産業廃棄物かが定まる。

なお、区市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って、小売業の店頭等で回収された使用済み製品又は容器包装を区市町村が自ら処理する場合、一般廃棄物処理業者が処理する場合、廃棄物処理法第 9 条の 9 による環境大臣の広域認定を受けた者が処理する場合等にあつては、消費者が排出した一般廃棄物である。

（例） インクカートリッジや二次電池等の店頭回収（広域認定）

都の廃プラスチック対策について

1 廃プラスチック処理の状況

- これまで、我が国で排出された廃プラスチックの15%程度を中国を始めとするアジアへ輸出
- 2017年夏から中国の廃プラスチック輸入の規制が始まり、周辺のアジア諸国でも次々と規制を強化
- 一方、国内におけるリサイクルとしての廃プラスチックの需要量に限定
- その結果、廃プラスチックが国内に滞留し、特に都市部では、廃プラスチックの保管量が増大

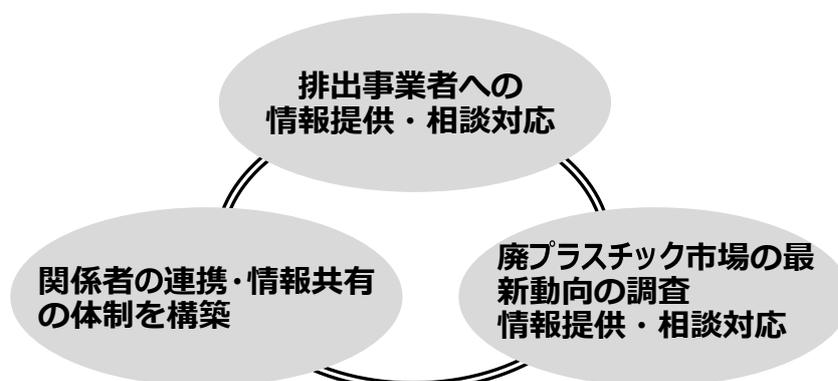


今後、都内及び近隣県において、東京で排出されたプラスチックの不適正処理が発生するおそれ

2 東京都の緊急対策

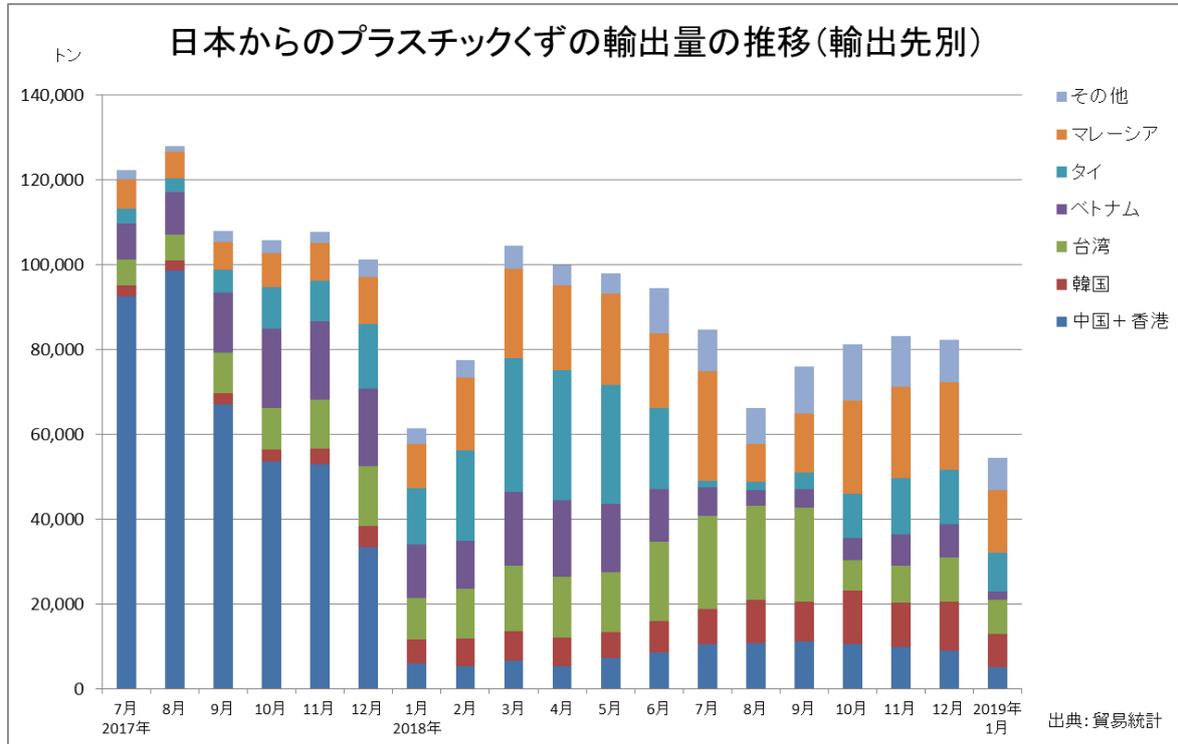
- 不適正処理を未然に防止し、適正なりサイクルを推進するため、以下の3つの点に着目してプラスチック対策を実施中
 - ① 処理実態の把握
 - ② 情報共有の促進
 - ③ 関係者の連携
- 今年度は廃プラスチックの輸出量の動向の調査及び関係業界等へのヒアリング調査を実施

★不適正処理を未然に防止し、適正なりサイクルを推進するため
 ・関係者間の情報共有・連携
 ・排出事業者の取組
 を促す仕組みを構築

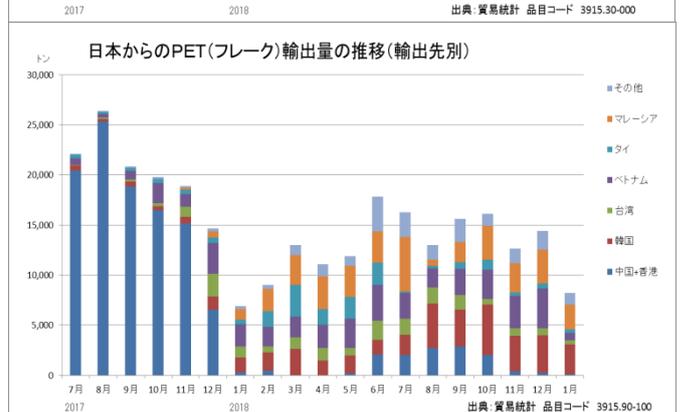
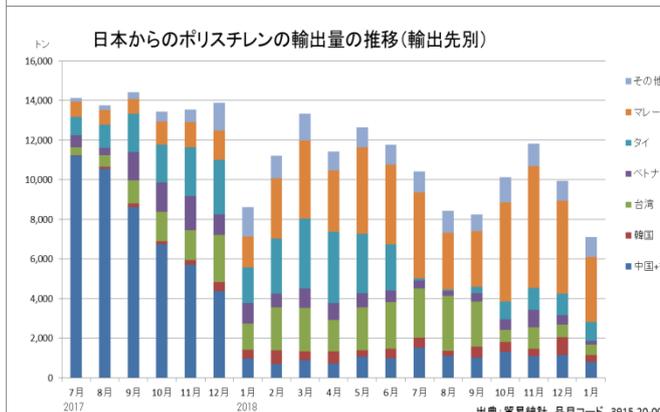
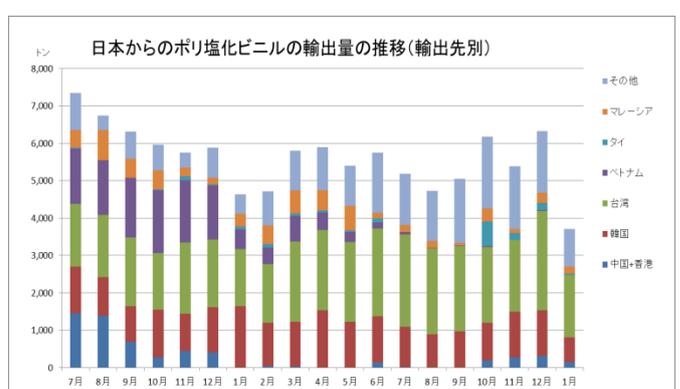
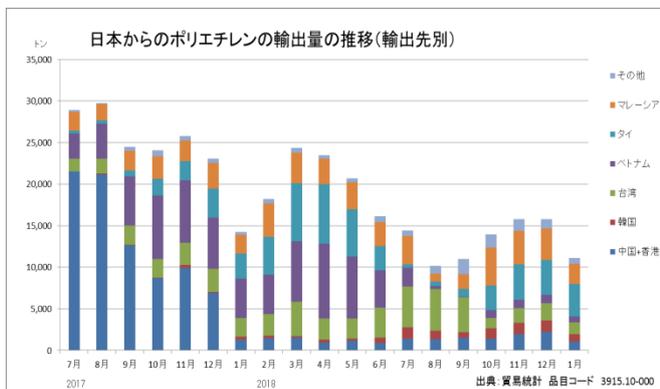


日本からのプラスチックくずの輸出量の推移

各国での輸入規制が始まり、日本からのプラスチックくずの輸出量及び輸出先に変化が生じている。



- ※中国：2017 年末から輸入禁止
- マレーシア：2018 年 10 月から廃プラスチックの輸入に課税
- 台湾：2018 年 10 月から輸入規制（工業系・単一素材以外は輸入禁止）
- ベトナム：2018 年 7 月 廃プラを含む輸入廃棄物の管理強化
- タイ：2018 年 6 月 廃プラスチックの輸入を即時禁止する通告を发出



処理業者等へのヒアリング調査結果【概要】

1 ヒアリング対象者内訳

プラスチック関連団体	5者* ¹ * ²
プラスチック再生事業者	2者* ¹
産業廃棄物処理業者	9者* ²
廃棄物関連新聞社	1者

*プラスチック関連団体5者のうち1者については、団体としての立場と再生事業者としての立場で、もう1者については、団体としての立場と処理業者としての立場でヒアリングを行っている。上記には、2者の重複を計上している。

2 ヒアリング実施期間

平成31年2月15日から平成31年3月19日まで

3 ヒアリング結果（主な意見）

【処理料金の値上がり】

○廃プラスチックの処理料金を値上げした、または、この4月に値上げする予定である。
（処理業者）

○処理料金の上昇は、これまで値上げできず、安価な費用で処理せざるを得なかった処理業者が、適正価格にしようとしている結果である。人手不足で人件費も上昇している。
（新聞社、処理業者）

【廃プラスチックの滞留の状況】

○中国に輸出されていた廃棄物が直接滞留しているのではなく、当該廃棄物が産業廃棄物の処理ルートに入ってきた影響で、処理料金が高騰し、これまで国内で処理されていた混合廃棄物のうち、汚れている、分別がしにくいなどの比較的グレードの低い物が、行き場を失っている。
（新聞社）

○多摩地域や千葉、埼玉などの建設廃棄物の処理を行う事業者や解体業者が、最も危機的状況で、いつ不法投棄が起きてもおかしくない。
（新聞社）

【処理業者の現状】

○処理受入の間口を広げていけば、いくらでも入ってくるが、最終処分場のひっ迫により、搬出ができず、保管基準を守れないため、受入を抑制している。
（処理業者）

○焼却施設では、廃プラスチックだけを増やすとカロリーが高くなり、炉を傷めるので、他の廃棄物とのバランスを考えなければならない。そのため、処理能力の余力はそれ程ない。
（処理業者）

【マテリアルリサイクルの現状】

○排出事業者が分別して排出しても、収集運搬コストの関係で、収運業者と一緒に運搬している。収集運搬の仕組みを変えないと、マテリアルリサイクルは進まない。
（処理業者）

○再生ペレットの国内の需要が小さい。グリーン調達でリサイクル材の使用を義務化したり、購買意欲が湧く製品を作るべき。
（再生事業者）

東京都廃棄物審議会運営要綱

平成12年3月31日
11清ごみ対第815号

(趣旨)

第1 この要綱は、東京都廃棄物条例（平成12年東京都条例第29号。以下「条例」という。）第24条第9項に基づき、東京都廃棄物審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 審議会は、次の各号に掲げるものにつき、当該各号に定める人数の範囲内の委員をもって組織する。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 学識経験を有する者 | 9名 |
| (2) 都民及び非営利活動法人等 | 3名 |
| (3) 関係団体の代表 | 5名 |
| (4) 区市町村の長の代表 | 3名 |

(臨時委員)

第3 条例第24条第6項に規定する臨時委員は、調査審議する当該特別事項又は専門の事項の内容を勘案して、知事が任命する。

- 2 臨時委員の任期は、調査審議する当該特別の事項又は、専門の事項の調査審議に必要な期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第4 審議会は、知事が招集する。

(会長)

第5 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(定足数及び表決数)

第6 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

- 第7 条例第24条第7項に規定する部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 2 部会は、会長が招集する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 部会長は、その部会の調査審議した結果を審議会に報告しなければならない。
 - 7 部会の定足数及び表決数については、審議会の規定を準用する。

(関係者からの意見聴取)

- 第8 会長は、条例第24条第8項の規定に基づき、関係者から意見又は説明を聞こうとするときは、当該関係者にその旨を通知する。
- 2 部会長は当該部会の審議に際し、必要があると認めるときは、当該関係者にその旨を通知する。

(会議の公開等)

- 第9 会議は公開とする。ただし、審議会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議の内容を記録した議事録を作成し、保存するものとする。

(幹事)

- 第10 審議会に幹事を置く。
- 2 幹事は、東京都職員のうちから知事が命ずる。
 - 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

- 第11 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

- 第12 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。